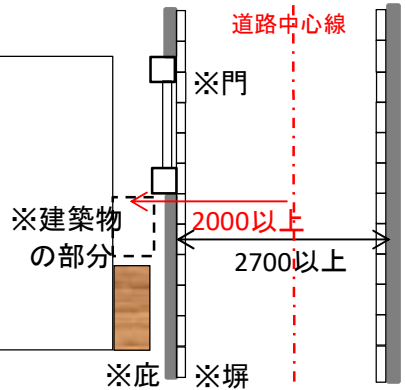
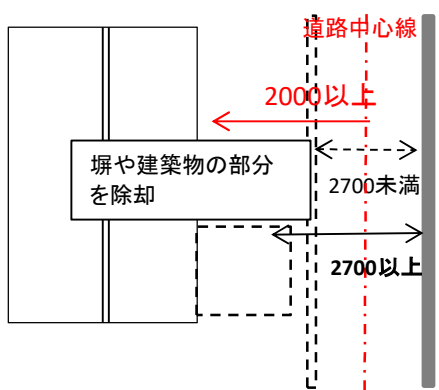
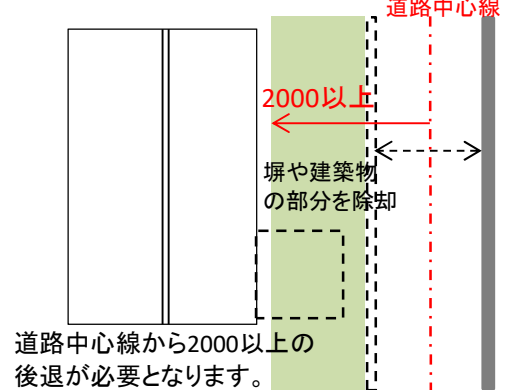


次の①から⑥すべての要件を満たすことが必要です。

①法第44条関係

<p>現況幅員がおおむね2.7m以上あり、かつ、門・塀等を除く建築物の部分が道路上に突出していないもの。</p>  <p>※この場合、門、塀は法の道路に突出するので将来建て替えの際には解消する旨の誓約をいただきます。 また、建築物の部分が道路に突出し、改修により除却する場合は、要件を満たします。 なお、改修の際庇等の突出物を道路内に作る事はできません。</p>	<p>2.7m未満の現況幅員の場合、建築物を除却し2.7m以上を確保することで、現況幅員がおおむね2.7m以上あるとみなします。</p> 	<p>整備地域内は「後退部分にある全ての建築物(門・塀・庇等を含む。)の除却」が必要となります。</p>  <p>道路中心線から2000以上の後退が必要となります。</p>
--	---	---

建物が後退しているか著しく不明確な場合、当該事業の手続きに加えて、道路調査の依頼(調査期間約1カ月程度)が必要になります。

- ②法第43条(敷地と道路との関係)について、原則違反の無いものとする。
- ③法第61条(防火地域内の建築物)の規定について、違反の無いものとする。
- ④共同住宅・長屋の場合は、避難上著しい違反のあるものは是正に努めること。
- ⑤今回の工事で新たに法の違反が発生しないもの
- ⑥その他(敷地の越境、ロフトの基準等)著しい違反の無いものとする。

※耐震工事とあわせてこれらの違反を解消した場合も、要件を満たしたことになります。
なお、これらの要件にあわせても適法となるわけではありません。所有者は常に適法となるよう努めて下さい。

**東京都北区まちづくり部建築課
構造・耐震化促進係**

TEL: 03(3908)1240
ホームページ
<http://www.city.kita.tokyo.jp>